

議案第18号

向日市介護保険条例の一部改正について

向日市介護保険条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

向日市長 安田 守

条例第 号

向日市介護保険条例の一部を改正する条例

向日市介護保険条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>（保険料率）</p> <p>第2条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第130条に規定する賦課期日をいう。以下同じ。）における次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>33, 443円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>50, 348円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>50, 715円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>66, 150円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>73, 500円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>88, 200円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の</p>	<p>（保険料率）</p> <p>第2条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第130条に規定する賦課期日をいう。以下同じ。）における次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34, 926円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>45, 404円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>48, 897円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>62, 867円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>69, 852円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>80, 330円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の</p>

適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)が1,200,001円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 95,550円

ア 合計所得金額が2,100,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 110,250円

ア 合計所得金額が3,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1

適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)が1,250,001円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イ _____ に該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 87,315円

ア 合計所得金額が2,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イ _____ に該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 108,271円

ア 合計所得金額が4,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1

号イ（（１）に係る部分を除く。）、次号イ、第１０号イ、第１１号イ、第１２号イ、第１３号イ、第１４号イ、第１５号イ又は第１６号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 １２４， 950円

ア 合計所得金額が4, 200, 000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）、次号イ、第１１号イ、第１２号イ、第１３号イ、第１４号イ、第１５号イ又は第１６号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 １３９， 650円

ア 合計所得金額が5, 200, 000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）、次号イ、第１２号イ、第１３号イ、第１４号イ、第１５号イ又は第１６号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 １５４， 350円

ア 合計所得金額が6, 200, 000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額

号イ（（１）に係る部分を除く。）、次号イ、第１０号イ又は第１１号イ_____に該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 １２５， 734円

ア 合計所得金額が6, 000, 000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）、次号イ又は第１１号イ_____に該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 １５０， 182円

ア 合計所得金額が8, 000, 000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）又は次号イ_____に該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 １７４， 630円

ア 合計所得金額が10, 000, 000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額

を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 169,050円

ア 合計所得金額が7,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 176,400円

ア 合計所得金額が8,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 183,750円

ア 合計所得金額が10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1

を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。） _____

_____に該当する者を除く。）

号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第16号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 205,800円

ア 合計所得金額が20,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(16) 次のいずれかに該当する者 242,550円

ア 合計所得金額が30,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(17) 前各号のいずれにも該当しない者 264,600円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,948円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,948円」とあるのは、「35,648円」と読み替えるものとする。

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 199,079円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,956円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,956円」とあるのは、「34,926円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「20,948円」とあるのは、「50,348円」と読み替えるものとする。

5 前4項に規定する保険料率を決定する場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

4 前3項に規定する保険料率を決定する場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の向日市介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。